

令和6年度（2024年度）第1回北海道子ども施策審議会子ども施策部会議事録

日 時：令和6年(2024年)5月24日(金) 10:00～11:40
場 所：道庁別館8階教育庁会議室
出席者：別添「出席者名簿」のとおり
議 題：別添「次第」のとおり

《開 会》

【子ども政策企画課 久保課長補佐】

ただいまから「令和6年度第1回北海道子ども施策審議会子ども施策部会」を開催します。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課課長補佐の久保と申します。よろしくお願いいたします。

この部会が設置されて初めての開催となり、多くの方に出席いただきたいことから、本日は対面とオンラインを併用したハイブリッド方式での開催とさせていただきます。開催に当たっての留意事項となりますが、発言される場合は、毎回、名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

また、オンラインで出席いただいている委員の皆様におかれましては、発言される時以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

それでは開会に当たり、子ども政策局局長の森から一言、ご挨拶申し上げます。

【保健福祉部 森子ども政策局長】

皆さん、おはようございます。北海道保健福祉部子ども政策局長の森でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本日もご出席を賜りまして、心から御礼申し上げます。

また、日頃から子ども・子育て施策の推進に当たり、格別のご支援とご協力を賜っておりますこと、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

先日17日に開催しました、北海道子ども施策審議会において、子ども施策に含まれる幅広い施策を、より具体的、専門的に調査審議するため、この子ども施策部会を始め、11の部会の設置についてご審議をいただき、原案のとおり設置をさせていただいたところでございます。

本日、審議会でもご審議いただいた、現行条例の見直しを含めた新条例の制定や、次期計画の策定に向けた基本的な考え方の他、子ども・若者の意見を道の政策に反映させるための取組についてご審議をいただきたいと思いますと思っております。

委員の皆様方には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《部会成立宣言》

【子ども政策企画課 久保課長補佐】

ここで委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は2名の委員の方々から所用により、欠席する旨のご連絡をいただいております。

現時点で部会委員総数8名のうち5名の出席をいただいておりますことから、北海道子ども施策審議会子ども施策部会設置要綱第5条の規定に基づき、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、山下委員におかれましては、用務の都合より、10時40分頃からの参加となりますので、よろしくお願いいたします。

先週17日に開催いたしました、北海道子ども施策審議会におきまして、本部会の設置についてご承諾いただき、委員の皆様におかれましては、北海道子ども施策審議会条例第7条第4項の規定に基づき、会長からの指名により、本部会に属していただいております。

今回、第1回目の開催ではございますが、先週の審議会でご出席委員のご紹介をさせていただきましたことから、改めてのご紹介は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、途中から出席される山下委員につきましては、後ほどご紹介させていただきたいと思っております。

事務局側の参加者につきましては、お手元にあります「事務局等出席者名簿」にてご確認をお願いしたいと思います。

資料につきましては、先ほどご確認させていただきましたが、「会議次第」、「出席者名簿」、審議事項の資料としまして、資料1から資料6となっております。

続きまして、本日の会議日程でございますが、概ね12時の終了を予定しております。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、川田部会長にお願いいたします。

《審議事項》

【川田部会長】

皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、審議事項の(1)「条例の見直し及び(仮称)子ども基本条例の制定並びに次期計画の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

【子ども政策企画課 久保課長補佐】

子ども政策企画課、久保と申します。私の方から「条例の見直し及び（仮称）こども基本条例並びに次期計画について」説明させていただきます。

まず、資料1「こども基本法の制定に伴う少子化対策推進条例等の対応について」、「検討の背景」ですが、国では、昨年4月にこども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足させ、同年12月にはこども大綱を策定しております。

また、道の少子化対策推進条例の見直しにつきましては、昨年度、北海道子どもの未来づくり審議会において、協議いただき、条例の見直しが必要であるとのご意見をいただいたところであります。

こうした国の状況や、審議会からのご意見を踏まえ、道においても、こども基本法の目的や、こどもの権利擁護などの基本理念をこども政策の中心に据え、本道の全てのこどもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するために、法の目的や趣旨を踏まえた新条例の制定について、検討することとしたところでございます。

次に「対応の基本的な考え方（案）」についてですが、現行の少子化対策推進条例は、少子化対策を総合的に推進することを目的としていることから、こどもの権利擁護を基本理念として、こども施策を総合的に推進することを目的とした、こども基本法の趣旨を踏まえ、「（仮称）北海道こども基本条例」の制定について検討をしたいと考えております。

また、新条例制定の検討と合わせ、少子化対策推進条例の見直し等についても検討してまいりたいと思います。下の表は、関係法令と条例の対応関係を示したものとなっております。1行目、2行目につきましては、ただいま、ご説明申しあげました内容について記載しております。

なお、黄色く枠で囲ってある北海道こども施策審議会条例についても、本年4月に施行したところですが、新条例に統合することを検討しております。

表の上から3行目の子ども・若者育成支援推進法に対応する北海道青少年健全育成条例については、規制や罰則など、他の条例との性質が異なるため、新条例との統合は行わず、一番下の子どもの貧困対策の推進に関する法律については、引き続き、計画により対策の推進を図ることと考えております。

次のページをご覧ください。新条例制定と少子化条例見直しのイメージの案になります。現行条例と新条例、こども基本法の目的や基本理念等を比較したものでございます。真ん中の新条例については、先ほどご説明したとおり、右側にあります、こども基本法の趣旨を踏まえ、主に赤字で記載した部分等をもとに、目的、基本理念、基本的施策を規定することとしたいと考えております。

また、一番下のこども施策審議会条例についても、先ほどご説明しましたとおり、新条例への統合を考えているところでございます。

最後に左側の現行条例についてですが、基本理念と基本的施策に青字で記載しているこどもの権利及び利益の尊重については、こども基本法で規定する権利擁護と重複する部分

がございますので、新条例の制定に合わせて見直しについて検討することとしております。

続きまして、資料2になります。「次期計画策定に向けた基本的な考え方について」でございます。

はじめに「1 基本的な考え方」、方向性についてですが、条例、計画の策定段階ごとに子ども・若者からの意見を聴き、本部会において調査審議いただきながら道議会における議論などを踏まえて策定してまいりたいと思います。

(1)「計画の構成」ですが、子ども基本法に基づきまして、子ども大綱を勘案し、現計画、青少年健全育成基本計画、子どもの貧困対策推進計画の3つの計画を統合し、関連計画を包含いたします。資料中ほどに、国の大綱の一元化、一元化された子ども大綱を勘案し、道の3つの計画を統合した都道府県子ども計画をイメージで記載してございます。

次に(2)の「策定のポイント」です。イメージについてですが、計画策定の根拠といたしましては、子ども基本法第10条に基づく都道府県子ども計画として策定いたします。基本理念ですが、子ども大綱が目指す、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

取組の方向としましては、子ども大綱に示された事項を踏まえ、現計画に追加、修正等してまいります。

次のページをご覧ください。関連計画と計画の位置付けについてです。表には1、子ども基本法に基づく都道府県子ども計画から8、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県子どもの貧困計画までの8つの計画を記載してございます。

表の右から2番目をご覧ください。現計画である第四期計画では、2、都道府県行動計画から6、都道府県社会的養育推進計画までの5つの計画が包含されています。次期計画となる第五期計画では、これらの計画を引き続き包含するほか、7、都道府県子ども・若者計画、8、都道府県子どもの貧困対策計画を統合した都道府県子ども計画として位置付けることとしています。

次のページをご覧ください。こちらには、子ども政策局が所管する子ども関連計画の構成要素を記載してございます。

はじめに、上段に記載してございます、第四期計画についてですが、「社会全体による取組の促進」、「子どもの権利及び利益の尊重」など、「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」に基づく11の基本的施策のほか、右側の「待機児童の解消に向けた受け皿整備」、「人材確保や子育て世帯の経済的負担の軽減」など、目標の達成に向けた7つの重点的な視点で構成されております。

次に資料下段、左側の子どもの貧困対策推進計画ですが、子どもの貧困対策に向けた重点施策として、「相談支援」、「教育支援」、「生活支援」など、5つの支援で構成されております。

資料下段、右側の青少年健全育成基本計画では、「青少年の豊かな人間性を育む環境づくり」、「青少年の自立を促す環境づくり」など、4つの施策の基本方針で構成されております。

次のページをご覧ください。資料の1ページ目で、取組の方向性として、こども大綱に示された事項を踏まえて追加・修正すると説明させていただきましたが、実際に踏まえる内容としましては、こちらに記載してございます「こども施策に関する基本方針」として、「こども・若者の最善の利益を図る」など、「こども施策に関する重要事項」としましては、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」など、「こども施策を推進するために必要な事項」としましては、「こども・若者の社会参画による施策への意見反映」などが示されております。

次に、対象期間ですが、こども大綱が概ね5年を目途に見直すこととされていることを踏まえまして、現行計画同様、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としたいと考えております。

次に、条例の見直し及び次期計画の策定に向けたスケジュールについてですが、本こども施策部会におきまして、ご審議いただいた後、骨子案、素案、案の策定に向けてご審議いただきますが、これらの審議は、表右側から2列目に記載しております、道議会各定例会への報告に間に合うよう、本こども施策部会が中心となって審議いただき、その結果を審議会に情報提供する形で進めていきたいと考えております。

続きまして、資料3になります。「次期計画策定に向けた各部会における調査審議の進め方」になります。次期計画の策定につきましては、こども大綱に規定する、各種施策と現行の3計画に記載しております施策を比較し、各部会において、所管する関係計画を調査審議いただき、本こども施策部会において、全体の調査審議をお願いしたいと考えております。

次のページをご覧ください。各部会において所管する計画について調査審議いただくことや、各計画の対象となるこども・若者の意見も聴きながら、各計画の策定を進め、各部会において、丁寧にご説明させていただきながら、ご審議いただきたいと考えているところです。各委員皆様におかれましては、ご負担をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。条例の見直し及び計画策定の基本的考え方の説明につきましては、以上となります。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。ただいまの説明内容につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。山田委員お願いします。

【札幌弁護士会 山田委員】

山田でございます。条例についての質問なんですけれども、北海道少子化対策推進条例は手直しをした上で残して、新条例として北海道こども基本条例を制定すると。そういう理解でよろしいでしょうか。

【子ども政策企画課 久保課長補佐】

子ども政策企画課の久保です。ご質問ありがとうございます。委員からお話のあったとお

り、少子化対策推進条例につきましては、こども基本条例の制定に併せた検討の中で、必要な部分があれば、見直しを行っていきます。

【工藤子ども政策企画課長】

補足ですけれど、見直しありきというよりは、新しい条例の制定を検討していく中で、今の条例を修正する必要があるかなというところが出てきたときに見直すこともありますし、新条例を策定していく中で、今の条例はそのままでも大丈夫だね、となれば、見直さないという可能性も出てくるところでございます。

これから新条例の内容を設定検討していく中で、それも併せて検討していきたい。ということです。

【札幌弁護士会 山田委員】

はい。ありがとうございました。

【川田部会長】

はい。他にいかがでしょうか。

よろしいですか。ものすごくたくさん条例と計画がございますので、なかなか、ずっと入りにくいところがあるかと思うんですけど。

私からの希望なんですけど、少し、法律、条例、計画の各関係性っていうものを、何か1枚のポンチ絵というか、概念的にさせていただけると審議しやすいかなと思いますので、お手数なんですけども、できればよろしく願いいたします。

【保健福祉部 森子ども政策局長】

はい。すいません。それぞれの元になる計画は皆様のところにお配りをしたかところです。この後、川田会長おっしゃるように、何とか1枚に収まるようにしたいと思います。

【川田部会長】

お願いします。はい。それではよろしいでしょうか。

続きまして、審議事項の(2)「こども・若者の意見を道の施策に反映させるための取組について」事務局から説明をお願いいたします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

子ども政策企画課主幹の菅谷と申します。座ってご説明申し上げます。項目としては①から⑤まであるんですけども、一つずつ区切って、ご説明して、ご審議いただくということで、お願いできればと思います。

まず、①でございますけれども、こどもの意見反映推進事業につきましては、先日、5月

17日に開催いたしました、こども施策審議会でもお伝えしましたとおり、今年度から新たに実施するものでございます。確認の意味で改めて、この事業を簡単に申し上げますと、流れとしまして、資料4-2の①中段あたりに広域募集を。そのさらに次のページの募集チラシですね。これは10のテーマについて、インターネットのアンケートによりまして、広く道内の全てのこどもたちを対象として、意見を今、伺っております。今月の31日までを期限として行っているところでございます。

その後、7月からの予定ですけれども、同じく資料4-2の②対面実施での意見交換を14振興局の小中高に出向きまして、プラス生徒会等の単位で意見交換を行うこととしております。

そこでのテーマにつきましては、広域募集と同じテーマではなく、広域募集で出されました意見を踏まえまして、より具体化したものがテーマとなります。

実施対象をもう少し詳しく申し上げますと、資料4-2の②の一番下にありますけれども、14振興局ごとの小中高1校ずつ、各3校、計42校においてクラス、生徒会等の単位での実施を想定しています。

このような事業でございますけれども、資料4の①に書きましたとおり、皆様にご議論いただきたいポイントとしましては、広域実施の方で意見を言うのは、このスキームでは42校の在籍児童、生徒に限られてしまいますことから、それ以外のこどもたちの中で意見を表明したいと思っている方の意見をどのように聴くかということでございます。

今、事務局の方でアイデアとして出されておりますのは、対面実施のテーマも、インターネットなどで公開しまして、広く意見を募集する形にしてはどうかというような事も、アイデアとしては出ているところでございますけれども、このアイデアに対するご意見ですとか、アイデア等ございましたら、お聞かせいただければと思います。①につきましては以上でございます。

【川田部会長】

よろしいですか。ありがとうございます。

では、ただいまのご説明内容につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

これ今、菅谷さん、①の部分。資料4の①の部分ということでもいいですか。この後また②以降もお話があるということで。①ですね「こどもの意見反映推進事業」というものについてなんです。こちらは現在、事業を委託するところの募集から今、選定がこれから進んでいくような段階ということでもまだ決まっていないんですよ。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

はい。

【川田部会長】

山田委員、お願いします。

【札幌弁護士会 山田委員】

ありがとうございます。新しい取組、良い取組だと思っております。地域に出かけていって直接こどもの意見を聞くという取組、是非、進めていただきたいと思っています。

まだこれから決めていくことが多いということだと思っておりますけれども、大体のスケジュールがどのようになっていて、それが部会にどのように、いつ頃反映されるのかっていうようなスケジュール感ですとか、ファシリテーターなどを派遣していただくような業者への委託を今、検討中ということなのかなと思ってお聞きしていたんですが、そのあたりの具体的な、誰がどう実施していくのかということについて、もう少しご説明をいただけたらと思います。お願いいたします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

実施の仕方につきましては、さきほど、川田会長が話したように、委託という形で、対面実施をこれから実施いたしますが、その委託先の事業者には、現場で子どもたちの意見を的確に引き出して、その子どもたちのいろいろな心理的な安全面等にも配慮しながら、意見を引き出していただくようなノウハウですとか、経験をお持ちのファシリテーターを、それぞれの対面実施で各学校に出向いていただきまして、ファシリテーターの方によって、子どもたちの意見を引き出していただくというような方法を取ります。

そのような形で各学校での意見交換を7月から12月までの予定で行いまして、その後、意見を取りまとめ、分析もして、委託事業者の方から私どもの方に報告がございます。

その結果につきましては、こども施策審議会等の方で今年度末にご報告するというのを考えてございます。

【札幌弁護士会 山田委員】

はい。ありがとうございます。

【工藤子ども政策企画課長】

補足なんですけれど、7月から各学校で意見交換されるんですけど、それが年度末にならないと各部局が検討できないというわけではなくて、意見交換が終わりましたら、1週間以内に委託業者の方から、どんな意見があったのかということを出してもらいます。

ですので、7月なら7月にやって、1週間以内にその意見をもらって、もらいましたら、速やかに各部局に提供して、リアルタイムで施策に反映できるかということを検討して、そういうことを繰り返しながら、最終的に全体の報告書、取りまとめっていうのは年度末ということになります。

その結果を年度末には報告書という形で意見を反映できた等々の結果をまとめるというところでございます。

【札幌弁護士会 山田委員】

ありがとうございます。そうすると、その委託事業者をどこにするかというところが非常に重要になってくるのかなと思うんですけれども、それはどういうところに今、委託するということを検討されているのでしょうか。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

はい。事業者の選定方法についてですが、総合評価一般競争入札という方式で、今、選定中なんですけれども、それはどのくらいの金額でできるか、もちろん予算事業でありますので、予算の枠がありますので、どのくらいの金額でできるかということと、あと、どのような取り組み方で実施するかということを事業者の方から提案いただく。そういう形にしておりまして、提案いただいた、基本的に複数の事業者からですね、その提案の内容を伺いまして、その提案内容を審査して、その事業者、相対的、よりの確に事業を実施していただけるということは提案内容の方からより期待できるという事業者の方と委託契約をするという流れになってございます。

【札幌弁護士会 山田委員】

ありがとうございます。こどもたちの意見をどう反映させていくのか。その心理的安全性も含めて、こどもたちの意見を吸い上げていく、その手法がすごく大事なかなと思いますね。ファシリテーターの役割だと思っております。

事業者に委託した場合、道としては、職員の方が一緒に同行するですとか、場合によっては部会の方が一緒に行くとか、そういうようなやり方として、どう委託業者と共同してやっていくというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

今回、ワーキンググループも設置されるということで、そのワーキンググループの方も一緒に行くとか、そういうようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

やり方については、事業者が選定された後に事業者と打ち合わせをして進めていくことになるかと思いますが、重視していることとしましては、あまり意見を聴く現場でむしろ大人の方がたくさんいまして、こどもさんには心理的な圧迫を与えるということが一つございますので、そのあたりとの兼ね合いで、事業自体をどのような形でなされていくかということに関係される方に見ていただきたいという思いもございまして、そのあたり、こどもさんの心理的圧迫を与えないとの兼ね合いとも併せて、安全で的確な実施方法を事業者と打ち合わせながら、検討してまいりたいと考えております。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

皆さんこんにちは。すいません、途中から参加させていただき申し訳ございません。

今回、委員をさせていただきます。北海道教育大学札幌校の山下と申します。よろしくお願ひします。僕自身は特別支援教育を専攻しております、いわゆる発達障がいのあるお子さんたちのことについて研究を進めているということになりますので、今回でいいますと、こどもの意見を聞くということにおいて、こども自身がどう理解していくかとか、あるいは、どう表出していくかということについて、特に困りのある子たちについて、理解しやすいような方法を少し自分なりに考えられればなというふうに思っています。

とてもトップダウン的には難しいこともきっとあるのかなと思ひながらなんですけれども、とても素敵な施策かなというふうにして思ひますので、少しでもお力になればと思ひますよろしくお願ひします。

【川田部会長】

お願ひします。はい。先ほどの高梨委員のお話はどうか。受けて。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

非常にありがたいご指摘と申しますか、有益なご指摘かと思ひます。私どもも確かにテーマの伝え方ですとか、される時期というのは、非常に重要だと思ひますので、そのあたりを協力校の先生方とも、打ち合わせをしながら進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

【川田部会長】

ありがとうございます。

その実際に意見を聞き取っていく文脈が、学校というのが1つポイントにあるかなと思ひうんですよね。

つまり、中学、高校生とかであれば、特にそこは、成績評価なども気になる場でもありますから、今回はどういう趣旨でやるのかということとか、先ほど権利って話もありましたけれども、我々も学校等で調査をさせていただくときには、「成績などには関係がないのですよ」とか、いろいろ、そういうことをちゃんと伝えて、こどもたちに安心して語ってもらうという。そういうところは、いつもすごく下地を作っていくのはすごく大事なことですそのあたりも是非、事業者の方とも入念に打ち合わせをしていただきながら進めていただければなというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

【保健福祉部 森子ども政策局長】

ご意見いただきありがとうございます。

ご議論いただきたかったポイントとして、その場に集まれない、選定校にならなかったこ

どもたちからも、広く意見を伺える機会を設けるべきではないかということもあって、今日その選定されなかったこどもたちからの意見表明をどういうふうにしたらいいか、先ほどお話したように、同じ資料をホームページ等に出すことでそちらに意見をもらうということを考えているんですけど、そうすると、その前段のこどもの権利のことですとか、そういうレクチャーをこどもたちにする機会というものが無いものですから、少しその均質性が取れないということはあると思うんですけど、ここでせっかくやる事業ですし、テーマも掘り下げたものを作成しますので、いろんな角度からいろんなこどもたちから意見を聞きたいなというふうに思っていて、全ての学校に本当は意見を聞きに行ければいいんですけど、なかなかそうはならないので、ホームページを見てというやり方も同時並行で進めたいと思っております、そちらについてのご意見もいただければと思っております。

【川田部会長】

どうでしょうか。その点。協力校以外のところですね。高梨委員、お願いします。

【北海道小学校長会 高梨委員】

北海道小学校長会の高梨です。先週の審議会でもこどもの皆さんの意見を募集中というお話を伺って、私もうちの学校に戻ってから本校の6年生の担任の先生にこのことについて「取り組んでもらえるかな」ということで声をかけて、「こどもたちにやってみます」ということで話をもらったんですけど、実際にこのパブリックコメント、今回5月の中旬から末までこの2週間ぐらいで集めますよっていう意見に対して、どれぐらいのコメント数が集まっているのかということと、例えば、それを周知した方法で、同じような周知方法というか、最初のスタート段階で周知方法をするのであれば、多分、なかなか意見を表明したいと思っているこどもにまで、この情報がいつているかどうか。

もしかして、この情報を知ればやりたいなっていうふうに思うかもしれないですけど、学校の取り組み次第で、そういったものが広くは伝わらないんじゃないかなと思って、私は関係しているので声をかけましたし、学校の方でも、管理職宛てに通知ということでは、事務連絡きていたんですけど、だからってそれを全部周知している学校はどれぐらいあるかなというところが、私自身、思うところはあるものですから、今回どのくらい（意見が）集まったのかなというところを聞きたいと思います。

【川田部会長】

お願いします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

今まで集まっているインターネットの募集で集まっている意見は、200を超える意見が集まっております。

【川田部会長】

何か目標ってあるんですかね。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

なかなか難しいですけど。

【工藤子ども政策企画課長】

今回、初めてなものですから、どのぐらい来たらいいかなってというのは、なかなか目標を立てづらかったところもあって、周知は、市町村教育委員会から協力お願いをして、各学校ですとか、あとは市町村にも協力をいただいて、図書館ですとか、児童館ですとか、そういうところにも配布はさせてはいただいているんですが、実際、それを見てどのぐらいのお子さんがそれに参加していただけるのか、本当に我々も今回やってみて、どのぐらい反応があるのかなというのは、不安なところはあったんですが、現時点で 200 以上いただいたということですから、一定程度、そういう形で取り組んでいただけたっていうのはありがたいなと思っておりますが、ただ、後にも出てきますが、どういう周知の仕方が良かったのかなというのは考えていかないかなと思っております。

【北海道小学校長会 高梨委員】

もし、もう少し議論、今後のこどもの意見を反映するっていうテーマが絞られてきた段階になったときには、もちろん、取り組んでもらいたいっていう意味での学校への依頼は必要だと思んですが、もう少し学校への依頼を行政、もう少し強制力を考えてやってもらえるかなっていうふうには思うんですけども、それを道としてどれぐらいお願いに強制力をつけるかっていうところかなというふうに思います。本当、申し訳ないですけど、たくさん調査っていうのはいっぱいくるので、学校としてはなかなか、本当に本腰入れないと。「やってみませんか。」だったら、「う～ん、どうかな。」っていうところはもちろんあるんです。正直なところ。

道内のこどもたちのうちの 200 だとかかなりやっぱり少ないかなって正直思うので。

【川田部会長】

明石委員お願いします。

【一般公募 明石委員】

明石です。私は小学校 3 年生のこどもを育てているので、今回、この意見募集中っていうのは委員のお仕事を通してお手紙を見たので、やってみたんですけど、200 分の 1 のところ、うちの息子が答えたかなと思うんですけど、息子の意見っていうのを今日ちょっと持ってきたんですけど、これを見せたときに、「これをやって僕の意見はどうなるの」というの

が一番最初に出てきたところで、こどもからすると、この「自分の意見が何になるんだろう。」がちょっとわかりにくかったところがあるのかなと思いました。

あと、もう1点、学校では、私の息子は多分、もらっているのかとは思いますが、持って帰ってこなかったのが、ちょっと私の手元までは来なかったっていうところがありました。小学校3年生ってまだ、なかなか自分でこれをやってみたい、やってみるっていう1人でできるところではないので、低学年のお子様には、「親子でやってみよう」とか、母親がファシリテーターとなってこどもに聞いて入力させるみたいな形になると進められるのかなと思ったので、低学年のこどもには、親子で意見を述べて、「こうなるよ。」みたいなお手紙にしてもいいのかなと思いました。以上です。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

はい。ご意見ご提案ありがとうございます。

この意見反映、広域募集は基本的にはスマートフォンなどでサイトにアクセスするということがまず条件なものですから、小学校低学年のお子さんなどには、そういう部分のハードルが高いというのは認識しております。教育庁でも再度、周知を依頼していく、学校を経由した周知を依頼していく中で、例えば、おうちにタブレット。小学生のお子様であれば、おうちに持ち帰るとお聞きしましたので、そのタブレットの中に私どものチラシを取り込んだ形で、各お子さんがおうちに持ち帰っていただいて、ご家族と一緒に見ていただいて、先ほどおっしゃったようなご家族の支援を得ながら、ご家族のスマートフォンなどで専用サイトにアクセスしていただいて、ご回答いただくような、そういうことを想定いただいて、各市町村の教育委員会ですとか、その先の学校にお伝えいただけないでしょうかというご相談してきたところでございます。

【川田部会長】

はい、ありがとうございます。

なかなかオンラインだと口を開きにくいところがあるかと思います。山下委員、どうですか。聞こえます山下先生。こどもたちの意見を広く集めていきたいというときに、先生のご専門の困りのあるお子さんとか発達障がいのあるお子さんとかを考えたときに、今の道のメディアというか、フォーマットっていうのは先生のお手元にもあると思うんですけど、何かお気づきの点とかありますでしょうか。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

すいません。ありがとうございます。なかなか、全員に対してというのは難しいんだろう

など思いながら見させていただいていました。

その中で、やはりどうしても、こういうものにアクセスするときに、ベースとなるスキルというか、そういうのがないと、なかなか難しいんだろうなと思っていて、何かこういうものも、もちろん大事だと思うんですけど、合わせて、例えばですけども、できるのかどうかは置いて、説明とかもそうなんですけど、今の子どもたちって動画で見たりすることが多かったです。そういうものでちゃんと説明されるようなものが、くっついてたりするとわかりやすいのかなというふうにして思っていました。

ちょっと、なかなか話が聞こえづらかったんですけども、意見のやつも、いろいろ意見聴取のページとかを見てみたんですけども、難しいというかですね、やっぱり、先ほどのご意見に（あったように）子どもだけでやるのはもちろん難しいですし、特に配慮が必要な子どもたちだと、もう情報量に圧倒されて終わってしまうだろうなという印象がありました。

なので、どこまで情報を制限するかということも関係するかなと思うんですけども、難しいなっていうところが一つあって、それをわかりやすくするために、そういったものとかですね、活用できたりとか、さっきの代弁者じゃないですけども、どうしても大人が介在してっていうことになるかなと思うので、その方法が出てくればいいなと思っていたところです。

【川田部会長】

ありがとうございます。

私もやっぱり、動画はうまく活用できないかなというのがあります。少し手話なんかでもできる方もつけてとかいう形で、いろんな子どもたちに届くようにというか、実際、それでアクセスするのがいいかどうかわからないんですけども、やっぱり、いろいろこちら側としては、ダイバーシティに対応した形での発信というのをやっていくことで、少しずつ浸透していくかなと。

去年、試行的にしたときには、確か30人ぐらいだったと思うんですよね。パブリックコメント。それからすると、今200人まで来てるっていうのは、少し増えたなっていう感じはあって、31日まで待つと500ぐらいまでいくかなとかありますけども、今年1年間通して、いろいろ試行錯誤してみて、またちょっと分析して、次という形かなと思いますので、どこの自治体もそんなにうまくいってないと思います。みんな試行錯誤でやってると思いますので、いろいろ意見、声を集めてというふうに思いますけども。

まず、よろしいですか。そうしましたら。ありがとうございました。

そうしましたら、②以降の話も入ってございましたけど、改めていいですか。はい、お願いします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

資料4、②の「パブリックコメントによるこどもの意見募集」でございます。こちらにつきましても、先日の審議会でご報告いたしました件ですけれども、資料4-4に概要が記載してございますけれども、昨年度の試行運用を踏まえまして、今年度からこどものパブリックコメントを本格運用しているところです。この件に関しまして、ご議論いただきましたポイントとしましては、先ほどの話と重複しますけれども、こども向けのパブリックコメントをより多くのお子さんからいただくための方策ということでございまして、実施中のまたは実施予定の取組としましては、資料4-4の右下の米印にありますけれども、学校その他、児童館、放課後児童クラブ、図書館など、こどもさんが多く集まる場所にポスター、チラシ等を提示すると、実施または検討中という状況でございます。これにつきましては、以上でございます。

【川田部会長】

いいですか、これ1つ1ついく感じでいいですか。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

はい。

【川田部会長】

次、③とかもあるんですね。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

まずは、一旦、ご意見を賜って。

【川田部会長】

はい。わかりました。先ほども出ておりましたパブリックコメントの意見募集に関してはいかがですかね。何かご意見。

私、1つ思ったんですけどね、これ見て、小学校ですと学童、ミニ児も含めて、使っているこどもさんは相当数に及んでいると思うんですね。なので、学童クラブ、ミニ児も含めて、そういうところで、ある意味授業もない時間でもありますので、その職員さんとかに少しプッシュして、ちょっと誘ってみてもらえないかというのは、遊び感覚で言ったらあれですけども、やってみるといっても1つかなと。端末があるのかどうかというのがあるんですけどね。

【工藤子ども政策企画課長】

児童館では、使えるインターネット環境があつたりするかなと思います。確かに指導員さ

んに働きかけていただいて、放課後児童クラブに来てる時間帯でやっていただけると非常にありがたいですね。

【川田部会長】

そうですね。学校よりも、もう少ししやすい。時間的にも空間的にもしやすい。間を持つ。

【工藤子ども政策企画課長】

時間がありますよね。

【川田部会長】

間が持ちにくい。ぶらぶらしている子とがいると思うんですよね。なので、いろいろ声かけてみやすいのかなというのはあります。はい。明石委員。

【一般公募 明石委員】

明石です。先ほど、ちょっとだけ、こう何か強制力があるぐらいでもいいんじゃないかとお話出たと思うんですけど、学校によるかもしれないんですが、私の息子の学校では Chromebook が全員配布されていて、週末持ち帰ってくるのであるんですけど、クラスルームっていうこども同士のチャットルームみたいのがあって、そこでアンケートに答えたり、来週の給食何がいいみたいなことをやっているらしくって、そこに先ほどのチラシが PDF でダウンロードされるようにするとか、そういったことを何か担任の先生を通してできるとか、全員のそのクラスルームにこの情報が入ってるみたいなことになると答えやすくなるんじゃないかなと思いました。

【川田部会長】

はい。高梨委員。

【北海道小学校長会 高梨委員】

今回、「これ取り組んでみない」って言って、6年生の学級では、クラスルームに貼って、やってみますと言っていたので、そういう腰を上げた学校はすぐそういうふうに行けると思います。腰を上げさせるためにどうするかっていうこと。学校としてはっていうところだと思っただけですね。

でも今、話題で出ていた、動画による、自分が意見を言えるということの目的と、それがどうなるんだよっていうことをこどもたちにわかりやすく説明する動画がまずあったら、多分、先生方も取り組みやすくなるんじゃないかなというふうに思っています。

【川田部会長】

ありがとうございます。はい。山田委員お願いします。

【札幌弁護士会 山田委員】

山田です。関連してですけれども、私も1つ1つのテーマについて動画を作るのは難しいと思うんですけれども、全体について、なぜこれをやっていて、どうしてこどもたちの意見を聞くのか。そして、それがどうなるのか、じゃあ次へ行ってみようっていうような答えを入力する、導入になる動画があるとすごくいいなというふうに思いました。

そして、私もこども3人いるんですけれども、チラシがこどもの手で止まってしまって親の手元まで来ないっていうことが結構、生じてまして、徐々に高校などでは、チラシがPDF化されて親のもとにデータでくるという取組が始まっていると思います。

そうすると、情報の取りこぼしがなく、親のもとにも来て、スマホで受け取るっていうことになれば、そこから飛んでいけるようにすると、なお、いいんですけれど。紙ベースではなくて、オンラインで届くようになるとより良いかなというふうに思いました。

【川田部会長】

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。はい。そうしましたら、③お願いします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

資料③でございます。審議会へのこども・若者の参画ということでございまして、今年度は本部会の特別委員として、若者に参画いただく予定でございますけれども、ご議論いただきたいポイントとしましては、参画いただく若者の範囲、要件になりまして、具体的に言いますと、学生に限るのか、職業は問わないのか、年齢的なこととなります。

事務局で考えておりますのは、18歳まではこども部会の委員ということで、高校生の方が参画されますので、そこでカバーされない19歳以上の方を対象としてございまして、若者ということは、何をもって、どこまでが若者の範囲ということでございましたけれども、こども家庭庁の意見を聴く仕組み「いけんぷらす」というものの登録要件は29歳までとなっておりますほか、子供・若者支援推進大綱の定義についても29歳までというのが、若者の一般的な定義ということになっておりますことから、19歳から29歳までの方。職業上の制限は設けないということ参画の範囲ということにしてはどうかと事務局の中では検討、意見を交換したところでございます。

【川田部会長】

ありがとうございます。そうしましたら、皆さんにちょっとご意見を伺いたいというところで言うと特にそこですね、若者の年齢のところですか。

それから、公募の手続きとか、どういうふうに集めたらいいとかいうあたりとか。

皆さんいかがでしょうか。

ちなみに、こども部会の中高生の方はどういうふうを集めていくっていうのはこれまでもあったんですよね。コロナの前ですか。どういう形で集めておられたんですか。

【工藤子ども政策企画課長】

こども部会につきましては、教育庁さんにご協力をいただいて、学校単位で推薦をいただいて、という形でこども部会の方は委員の委嘱をさせていただいたところです。

【川田部会長】

なるほど。広く一般公募したという形ではなくてですね。

何人ぐらいとかあるんですか。若者については。

【工藤子ども政策企画課長】

審議会委員、どのぐらいの規模がいいかは、多ければ多い方がいいのかもしれませんがけれども、日程や会議の進行を考えると、やはり1名ないしは多くても2名ぐらいかなと。

【川田部会長】

はい。山田委員お願いします。

【札幌弁護士会 山田委員】

ちょっとまだイメージが持てていないんですけども、こども部会とは別に、こども施策部会の特別委員として参加をしていただくということですよ。

そうすると、この場に入っていただく委員の方を公募することなんです。そうしますと、平日、日中に来ていただくということになるかと思うんですけども、必然的に学校に行ってらっしゃる方はなかなか参加がしにくい。大学生とか、高校卒業以上になるとある程度、自由が利くっていうところもあるかもしれないですけども。

どのくらい出席をしていただくというイメージでしょうか。長期休みのときだけ参加していただくとかでもよろしいのか、毎回参加してくださいということなのか、そのあたりはイメージとしてどのような。

【工藤子ども政策企画課長】

基本的には、毎回出席いただきたいと思っておりますし、日程調整したいと思っております。今、おっしゃっていただいたとおり、学生さんとすれば、授業があったり、あとは距離的な問題があったりですとか、この会議に来るためには前泊、後泊等々あるので、それはちょっとこれからの調整になるんですが、例えば、インターネットでの参画をいただくですとか、そういうような形を考えたいと思っておりますし、基本的には毎回、参加いただく

ということを考えております。

【札幌弁護士会 山田委員】

人数については、1名ですとやはり発言がしづらい。よく女性でも3割超えないとなかなか発言がしにくいという意見がありますけれども、2名は募集された方がいいのかなというふうに思いました。

年齢制限が今回は29歳で考えていらっしゃるという話であれば、物の範疇ということで、私自身は賛成です。

【北海道民生委員児童委員連盟 梅田委員】

すいません。質問なんですけれども。

【川田部会長】

はい。お願いします。梅田委員。

【北海道民生委員児童委員連盟 梅田委員】

道民児連の梅田です。これは、公募で募集なさるのでしょうか。

【子ども政策企画課 久保課長補佐】

はい。公募で募集したいと思っております。

【工藤子ども政策企画課長】

公募したいとは考えてはいるんですけど、一般的な公募になりますと、北海道のホームページに載せたりですとか、そういうのが一般的なんですけれども、例えば、こういう若者世代の方々にこういうの募集してますよっていうことを広く周知するためには、例えばこんな方法があるんじゃないかみたいなご意見がいただけましたら、参考になるなと思っておりますが、一般的には北海道のホームページで募集してますよってというのが一般的ではあるんですけども、なかなか、北海道のホームページを常時見ていただいている方って少ないと思うので、そう考えたときに、広く周知するためにはどのような方法があるかなということを少しご意見いただきましたら大変助かるなと思います。

【川田部会長】

1つはやっぱり大学等ですね。ただそれも掲示板に貼ったりとか。掲示板見る人も今は少ないかもしれないと考えますね、どういうふうに周知したらというのはありますけれども、窓口としては。

あとは、いわゆる若者支援活動関係ですね。札幌市内にもそういったところはいくつも

ありますので、いわゆる自立支援などで、いろいろサポートが必要な若者がそこに来ているという場合、そういうところもあれば、もう少し一般的にサロンの感じっていうかですね何かいろいろ音楽活動をやるような場所を提供していたりとか、そういった若者サロンのなところも今は結構ありますので、そういうところなんかだと割と目に付きやすいかなという感じもしますね。

今、山下委員がうなずいていらっしゃいましたけど、山下委員何かいいアイデアないでしょうか。若者を集めるには。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

はい。ありがとうございます。今、川田先生がお話されていたことが、そうだなと思っていて、若者の若サポとか、ああいうのが結構活用できるかなって思ったのと、ちょっとわからないので教えていただきたいんですけど、例えばインスタとか、XとかSNSとかでも何か発信されたりするんですけどか。すみません。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

Xとツイッターは子ども政策局のものがございまして、適宜情報発信はしております。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

なるほど。僕がキャッチできなかつただけかなと思うんですけども、そういったものを使ってくっていうのは1つかなと思ったんですけども、ただ、あれって興味があって繋がっていくようなものだったりするので、絶対、普通に若者がやったら出てこないなっていうふうにして思っていてですね、何か先ほどおっしゃったように、イベントであるとか、そういった集まりそうなところで、繋げていくっていうことが1つかなっていうふうにして思っていました。

何かのイベントとか結構あつたりします。お祭りとかそういった場面で何かそういったものも活用できるのかなと思って聞いていました。すみません。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。明石委員、お願いします。

【一般公募 明石委員】

明石です。この大学生の参加っていうところに絞った回答、意見になってしまうんですけど、今、北海道の経営者会って、全般的に大学生の参加をすごい募集していて、私が入っている経営者会でも北洋銀行と、あと毎週水曜日にやっている朝会っていうのがあるんですけど、毎回かなりの数の大学生が参加して、将来の選択肢の1つとして、起業家、経営者っていうことを学ぶみたいなことをやっているんですけど、そういったところに参加してい

る大学生ってすごい意識が高かったり、いろいろな意見を持っている子たちだと思うので、ある意味経営者会のところに参加している大学生に周知してみるっていうのもいいのかなと思いました。以上です。

【川田部会長】

ありがとうございます。いろいろアイデアが出ましたけれども、ご検討いただけたらと思います。はい。それでは次にまいりましょうか。④にあっていいですか。次お願いします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

④の「こども・若者へのフィードバック方法について」でございます。意見反映推進事業ですとか、パブリックコメントでの意見につきまして、どのような形でフィードバックするかということですが、資料4-7、基本的なフィードバックの形をまとめたものですが、左から右に流れていきますけれども、いただいた意見に基づきまして、道の方で、その意見に対して、政策に反映できるかどうかの検討結果をそれに対するコメントを作りまして、後ほどご説明しますが、この部会のワーキンググループにコメント案をお諮りして、それを最終的にホームページ掲載ですとか、対面実施した学校の方に配布するなどしてフィードバックをしていこうと思いますけど。

お聞きしたかったこととしましては、次回もまた意見を出したいと、提出したいと思っていただけるようなフィードバック方法等についてお伺いできればなということが④の趣旨でございます。

事務局の中で出ている意見としましては、先ほどもお話がありましたけれども、今、意見を聞いているのは、今後どういう形になって施策に繋がっていくのかというプロセスと、その中で今、意見を聞いているというのはこういうこととお伝えする必要ですとか。山下先生からお話がありましたけど、SNS を活用などが意見としてあがっておりますけど、皆様から意見等ございましたら是非、承りたいと考えております。

【川田部会長】

はい。皆さんいかがでしょうか。明石委員、お願いします。

【一般公募 明石委員】

意見ではなく、質問なんですけど、このフィードバック、資料というか、その掲載先はホームページと、対面の実施校配付っていうこの2つだけなんですか。これが多分、成果になって、次、自分たちの意見を出したいってなるのはこういう成果物があつたっていうのがいろいろなこどもたちの目に留まることなのかなと個人的には思うので、いろいろな場所に広く結果が見られることが大事なのかなと思うのですが。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

今、お話を聞いて思いました。例えば、パブリックコメントについては、来年度以降、子ども向けのものが続いていきますので、例えば、現在、周知しているパブリックコメントの周知している一連の場に、昨年度はこういうご意見が寄せられて、こうふうに政策化に繋がりましたということ、その実績みたいなものを、その時点で、新たなパブリックコメントの募集のチラシに載せるっていうことは効果的かなというふうに考えたところです。

【一般公募 明石委員】

ありがとうございます。

【川田部会長】

そうですね。そういう1ターンで終わるのではなくて、次に循環してこうなっていくってというのが一番いいですね。他はいかがでしょうか。高梨委員お願いします。

【北海道小学校長会 高梨委員】

回答された子どもたちから出された意見というのは、どの程度、個人情報っていうのも出てくると思うんですけども、何々市の学校名だったら何校、何年生ぐらいまでとかのこういった意見が出されたとか、どのあたりまで出そうとかって考えられているというのはありますか。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

基本的にはそのあたりの扱いについては、明確なものはない状態です。まずは個人が特定されないということが優先されることだと思うんですけども、そこを重視しながらも、例えば、それが子どもさんにとっては、これぐらいの小さい年齢の子どもさんでも立派な意見を出して、意見が反映されているんだっていうような動機付けに繋がるような属性の情報というのは、見方によって意義があるんだらうなっていうふうに思っております。

【工藤子ども政策企画課長】

今、道のホームページで募集しているときに、最初に基本情報みたいな書き込んでいたところは、小学校は低学年、高学年、中学校、高校にチェックして、あとは居住地は振興局単位まで、それを該当するところをチェックしていただいて、意見いただいて、我々として、データとしては、どのぐらいの世代、年代の方、どこら辺に住んでいるかぐらいまで。それを公表していくならば、そのぐらいまでの情報は公表することはできるかなと考えて

います。

【北海道小学校長会 高梨委員】

例えば、学校単位で取り組んだとか、そういう取組があったときとかは、学校としては、その学校にフィードバックして欲しいなっていうふうに思います。それが例えば公表されたり、すごい反映されたねっていうところは、多分、次の年も取り組んでみたいなっていうふうになると思うんですよね。特にマイナスな意見を出しているわけではないので、こんなふうにとったらどうだろうっていう。よりよくなるための何かそういうフィードバックの方法もあるのかなと思います。

【工藤子ども政策企画課長】

そうですね。基本的にパブリックコメントっていうのは一対一という関係。個人的に出していただく意見ではあるんですけど、学校単位の取組として、こういう学校、クラスでやってみましょうと取り組んでいただいたところには、その単位でフィードバックを直接お返しするっていう方が、確かに子どもへの結果が伝わりやすいというのがありますね。ありがとうございます。考えたいと思います。

【川田部会長】

その他いかがでしょうか。お願いします。

【一般公募 明石委員】

個人情報取り扱いっていう観点はあるかと思うんですけど、子どもたち自身で選べるもいいのかなというのがあって、日本って自分の意見を言って社会を変えられると思っていない子どもランキングでいうと世界的にもすごく低くて、自分の意見は尊重されないって思っている子どもたちが多と思うんですけど、こういった取組を通して、自分の意見が反映されるっていう経験をすることで、そういった自分の意見を社会を変えることにも繋がるんだという実感を持ってもらうっていうのは、親としてもすごく嬉しいことだと思うので、子ども、またはちょっとまだ子どもだったら、親のところも聞かなきゃいけないかもしれないですけど、もう少し、実名まではいかないですけど、出してもいいかっていうところは本人に委ねるっていう選択肢ももしかしたらあるのかもしれないと思います。以上です。

【川田部会長】

実際、意見が反映していくっていうのが、例えば、こっちかこっちかっていうのでこっちって言って反映するってすごくわかりやすいけれども、実際はもっといろんな多様な意見があるものを受けながら、政策の中では、それを練って、具体化していくっていうところを

言葉にしていったりというところがあるので、何かピンポイントでこの人の意見がこうなっただけというほど単純なものでは政策はないと思うので、そこはなかなか子どもたちにわかりにくいし、大人にもわかりにくいですよ。

実際に自分たちの生活にどう変わって返ってくるのか。本当のフィードバックっていうのはそういうものだと思うんですけども、なかなかそこまではいかないから、今回の 10、いくつか課題がある中で、比較的そこが見えやすいものもあれば、かなり抽象的なものもあるとは思いますがこれを進めながらかなとは思うんですけどね。綺麗に対応関係までは難しいものが多いんじゃないかというふう思います。

確か去年の審議会で言っていた大人のパブリックコメントも、こういう指摘があったので、こうしますというほど単純ではなくて、いろんなものがある中でこれを踏まえてこういうふうにしますっていう形になるので、そこが難しいとこだなとは思うんですけどね。

「こもりん」みたいのはすごくわかりやすくて、イメージキャラクターなんかわかりやすくてですね、最終的に誰々くんのが選ばれましたということで、もちろん実名で表彰ということになるんですけども、そういうものでもないです。

今、ちょっと口を開いたところで、やっぱりフィードバックの資料も 1つは何か動画があった方がいいじゃないかっていうのは、やっぱり思うんですね。周知、お願いするときもまた最後フィードバックするときも、細かく 1個 1個は無理だけど、大きく総論、概要だけでもフィードバック資料それを見ると、少し何かわかりやすいついていうか、予算がかかることではあるんですけども、紙媒体とか PDF とかでリーフレットを作って撒いていてもですね、なかなか難しいかなというのがあって、比較的わかりやすい口調で語りかけてくれるようなものであれば、小学生でも何とか見られるしということがあると思うので、そこはちょっとご検討いただけたらなと思います。はい。その他いかがですか。フィードバック方法は。

【川田部会長】

明石委員、お願いします。

【一般公募 明石委員】

明石です。動画というところにすごく賛成でして、ちょっと補足意見なんですけど、私の小学校 3年生の子どもはどんどん動画とかも短い方のみっていう年代になっておりまして、彼らはもう 30秒、1分の動画しか見れない。私達は、何時間も長い映画を観た世代ですけど、彼らはもう短いものに慣れていて YouTube ですら見れないっていう。飽きてしまうっていうふうになっているので、動画をもし制作するっていうことがあった場合は、とにかくテンポが速く、短くっていうところを意識しないと離脱してしまうだろうなと思います。集中力をつけてほしいと母は思うんですが、すごい、とにかく見れない。というのが私の意見です。

【川田部会長】

はい。ショートバージョンとロングバージョンを作るかという。

【一般公募 明石委員】

はい。長くて3分でしょうか。

【川田部会長】

ありがとうございます。そうしましたらよろしいでしょうかね。次にまいりたいと思います。最後⑤です。お願いします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

⑤の「声をあげにくい子ども・若者からの意見聴取の在り方」ということですが、先日、障がい関係団体の皆様に、障がい児の医療的ケア児など、声をあげにくい子どもたちに対するわかりやすい資料の作成ポイントについてお伺いしたところでございます。

それにつきましては、資料4－8にまとめてございます。それから、今年の3月末にこども家庭庁から発出されました、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインにおきましては、障がい児だけではなくて、声を聴かれにくい子ども・若者として、学校、地域、生活の場を通じて、情報や参画機会を作ることが困難な不登校の子どもさんですとか、ヤングケアラーですとか、その他、社会的養護の下で暮らすこどもさんについても、対応方法について例示されたところがございますけれども、これらの声の聴かれにくい子ども・若者から意見を聴くための方法について、ご意見等、承れればと思います。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。今の点いかがでしょうか。山下委員いかがでしょうか。山下さん聞こえます。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

はい。ありがとうございます。すいません。これはあれですよ、意見に関して言うと、資料の作成に関しての意見ってということでよろしいですよ。

実際にどう、意見を反映させるかっていうことではなくっていいことよろしいでしょうか。

【川田部会長】

意見を聞き取るために何を配慮していかないといけないかっていうことですね。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

なるほどですね。そういう聞き方でのコメントっていいことですかね。

【川田部会長】

そうですね。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

なるほど、ありがとうございます。先ほどもお伝えしたかもしれないんですけども、関係してるかどうかわからないんですけども、こういう関係団体、恐らくあるので、そのあたりから意見を聞くっていうのはとっても大事な事かなっていうふうにして思っていました。

先ほどのお話にあったものは、特別委員とか、もしかしたらこういう関係団体の方の中でも、どなたかいらっしゃらないかっていうこととかも聞いていいのかなというふうにして思っています。

あと、今回は小学校、中学校、高校生っていうことなんですけれども、例えば高等支援学校のお子さんとか、そういったお子さんについても、今後、意見を取り入れていく、そういったお考えがあるのかどうかっていうことをお聞きしたいなというふうにして思っています。

あと、この障がいてっていうとあれかもしれないんですけども、例えばですけども、その親の会とかからね、こういったお子さんどうでしょうっていうこととかの意見も取り上げるっていうこともそうですけど、学校で考えると、例えばですけど、今、通級指導教室とかもあるので、そこでの通級利用されているお子さんの中でどなたかいらっしゃらないかなっていうことであるとか、そういったことをピンポイントっていうわけじゃないんですけども、こっちからアクセスしてっていうことも大事になるのかなっていうふうにして思っていました。その中で手立てというか、ツールについてはいろいろ方法あるかなっていうふうにして思うんですけども、なかなかその声をあげづらい方ということを見るとこちらからアクセスしていくっていう方法もあるんじゃないかなっていうふうにして思っていました。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。今回は意見反映事業であるとか、いろいろメニューがありますけども、この⑤番のところに少しフォーカスを当てたような取組っていうことも考え得るんですか。何か一般向けだけではなくて、少しフォーカスを当ててるっていうのを。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

そうですね。具体的な取組方法はまだ検討中なんですけれども、おっしゃったような対象のお子様をフォーカスしたものを視野に入れて考えていきたいと思っております。

【川田部会長】

わかりました。ありがとうございます。他いかがでしょうか。すいません、山下さん聞こえます。山下委員聞こえますか。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

はい。聞こえます。

【川田部会長】

先ほど関係団体の方を特別委員にっていうようなお話があったと思うんですけど、特別委員というのはどこの特別委員のことでしたか。

【北海道教育大学札幌校 山下委員】

すいません。その上のところですかね。地域の中高生に特別委員として参画していただくっていうことの中に、そういう関係団体から選んでいただいた、いわゆる障がいのある方であるとか、ケアの必要な方について参加していただくというのを意識的に持っていくというかですね、そういったこともあっていいのかなというふうにして思っていました。

ただ、その配慮も必要な部分かなというふうにして思いますので、例えば介助、そういった方が必要だったりとか、解説していただくような方とか、保護者、そういった方の参加ということもあるのかなというふうにして思うんですけども、こども部会の資料4の③のあたりとかにも意識的に参加していただくということもあるのかなというふうにして思っていました。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。

そうですね。本当いろんなケースというか、多様性があるので、何かいっぺんに全部バーンとこうっていうのは難しいのかもしれないので、少し何か目的を持って取組をしていった方が多分いいですよ。

何を取組で得たいのかっていうようなことを思ってやっていった方がいいのかなと思うと、少しその関係団体の方が相談しながら、その声をあげにくいと言われるそのこども・若者の意見聴取として、今年度どういった取組をまずはやってみようかというあたりを少し定めていった方がいいのかなというのは思いますね。これはどのあたりで検討していきますか。ここでしていくにはちょっと、回数、時間も足りないと思いますので、基本的には事務局の方で練りつつですかね。ワーキングの方ですかね。少しワーキングの方で検討ができるかもしれないですね。

はい。わかりましたよろしいでしょうか。⑤について。

【北海道民生委員児童委員連盟 梅田委員】

よろしいですか。

【川田部会長】

はい。お願いします。

【北海道民生委員児童委員連盟 梅田委員】

梅田です。声をあげにくい若者、今、私、民生委員やっております、地域には大学を卒業しても、就職しない。できないんじゃないかと、しないんだと思います。私から見ると。でもその方にはいろんな事情がある。

そういう中で、なぜ、その仕事に就かないのかというと、親の年金使って、何年も過ごして、そういう方が結構いらっしゃるんですよ。職業支援のところに紹介したり、パンフレットを配ったりしているんですけども、なかなか腰をあげてくれない。その方の、なぜ、そういうふうに仕事もしないでいるのかっていうことを何かやっぱりあると思う。

ですから、それらを私達が聞くことがなかなかできない。だからそういうような方の意見っていうのはすごく大事なような気もするんですけど、かといって、そういう方が果たして出てきてくださるかどうかっていうことが問題だと思うんですよ。

そういうことで、本当に声をあげにくい子どもとか若者の方々を本当に言うと無視してはいけないんですけども、なかなかうまくいかないのが現状ではないかなという気がいたします。

ですから、何とか拾いあげてあげたいなと思っても、なかなか解決にうまく向かっていかないと思います。以上です。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。他よろしいですか。はい。どうぞ。

【保健福祉部 森子ども政策局長】

ご意見ありがとうございます。私ども北海道、例えば、ひきこもりの方の支援をする部署、就労の支援をする部署、障がいのある方の若い方たちの自立を支援する部署、それぞれもって、それぞれの施策ですとか、計画を策定をしておりますので、全てこの審議会の中で、それぞれ掘り下げていくことはなかなか難しいかと思っておりますけれども、今回、こどもの意見や子ども・若者の意見をしっかり聞くという姿勢を道庁として一貫して持っていければですね、それぞれの計画、施策の中で、改めて、なかなか声を聞きづらい、声を出しづらい、方たちの意見も聞けるように、私達がそれぞれの部署で取り組んでいくというようなことに繋げていけるのではないかと考えております。よろしいでしょうか。

≪ 報告事項 ≫

【川田部会長】

ありがとうございます。はい。それではですね、この（２）がこれで全て終わりました。次は、ワーキンググループの報告事項になりますね。「こどもの意見反映に関する有識者ワーキンググループについて」事務局から説明をお願いいたします。

【子ども政策企画課 菅谷主幹】

ワーキンググループでございますが、資料５をご覧ください。先日のこども施策審議会でご承認いただいたことを受けまして、この開催要領にありますとおり、５月２０日付けでワーキンググループを設置したところでございます。

続きまして資料６をご覧ください。ワーキンググループでの検討事項としましては、１のこどもの意見反映事業ですとか、パブリックコメントに係るテーマ設定ですとか、資料について、ワーキンググループでの作業、事務局の方で、テーマ設定ですとか、事務委託というようなことを考えてございます。

次のスケジュールとしましては、資料６の２番になりますけれども、これはあくまでもその想定ということでありまして、今、確定しているのは６月６日だけ確定してはいますが、それ以降につきましては、こども条例、計画ですとか、他の部局のパブリックコメントの計画案の作成状況等を踏まえまして、適宜メンバーの方と、調整しながらスケジュール組んでいきたいと思っております。報告につきましては以上でございます。

【川田部会長】

ありがとうございます。今ご説明いただきました報告事項ですけれどもご質問等ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、予定されていた議事はこれで終了となりますが事務局、委員の方から何かご発言等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議事を終了したいと思います。進行事務局にお返しいたします。

≪ 閉 会 ≫

【子ども政策企画課 久保課長補佐】

川田部会長、各部会委員の皆様におかれましては、大変お疲れ様でございます。第２回こども施策部会の開催につきましては、８月の開催を予定しております。条例及び計画の骨子案についてご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それではこれもちまして、令和 6 年第 1 回北海道こども施策審議会こども施策部会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。

(以上)